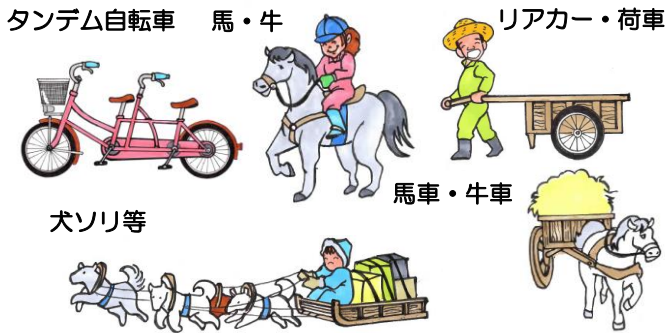


交通規制上の注意点

普通自転車とは違います！

タンデム自転車は、軽車両のうち自転車に区分されますが、普通自転車の大きさ、構造の基準を満たしていないため、普通自転車には該当せず、「普通自転車以外の自転車」となります。

軽車両のいろいろ



普通自転車の基準

- 車体の大きさ
長さ～190cm以内 幅～60cm以内
- 車体の構造
 - ・側車をつけていない（補助輪は除く）
 - ・運転席が1つで、それ以外の乗車装置がない（幼児用座席は除く）
 - ・ブレーキが、走行中簡単に操作できる位置にある
 - ・歩行者に危害を及ぼす鋭利な突出部がない



歩道は通行できません！

歩道には下の標識のように、自転車でも通行可能な歩道がありますが、タンデム自転車は普通自転車ではありませんので、この標識があっても歩道を走ることはできません。

車道の左側を通行しましょう。

※ 補助標識の「自転車」とは、普通自転車を示すものです。



通行不可

補助標識をよく確認して通行しましょう！

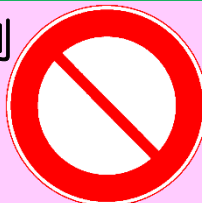
例



自転車を除く

ここでの「自転車」とは、「普通自転車」を指しますので、タンデム自転車は該当しませんので、**タンデム自転車は除かれませんが、普通自転車は除かれません。**

例



二輪を除く

「二輪」とは、二輪の自動車及び原動機付自転車を指しますので、**タンデム自転車は除かれませんが、二輪の自動車や原動機付自転車は除かれません。**

例



軽車両を除く

タンデム自転車は、車両のうち「軽車両」に区分されますので、**タンデム自転車は除かれます。**